

アビイロードやましな居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第1条 要介護者等の依頼を受け、その心身の状況、その置かれている環境、要介護者等及びその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービス等の種類及び内容、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス計画に基づき、各サービスの提供が確保されるよう、各サービス事業者との連携調整その他便宜の提供を行うとともに、要介護者等が介護保健施設の入所を希望する場合は、介護保健施設への紹介等の便宜の提供を行ふことを目的とする。

(運営方針)

第2条 利用者が要介護者状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他全般にわたる援助を行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏る事のないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当っては、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 事業所は介護保険法その他法令「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年1月9日京都市条例第39号)」「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定予防介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第37号)」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- ① 名称：医療法人稻門会 アビイロードやましな居宅介護支援事業所
- ② 所在地：〒607-8235 京都市山科区勧修寺南大日 33-1

(職員の種類、員数、及び業務内容)

第4条 医療法人稻門会アビイロードやましな居宅介護支援事業所(以下居宅介護支援事業所という)に勤務する職種、員数、及び業務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者：1名(兼務)
(管理者は、所属職員を指導管理し、適切な事業の運営が行われるよう総括する。)
- ② 介護支援専門員：1名(1名あたりの担当利用者数は35人以下とする。)

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅介護支援事業所の営業日及び営業時間は、医療法人稻門会 介護老人保健施設アビイロードやましなの就業規則に準じて定めるものとする。

- ① 営業日：通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月30日から翌年1月3日まで)を除く。
- ② 営業時間：午前9時から午後5時
- ③ 休業日及び夜間については、携帯電話による連絡体制をとり必要に応じて相談に応じる

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 : 当居宅介護支援事業所他
- ② 使用する課題分析票の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン
- ③ サービス担当者会議の開催場所 : 当居宅介護支援事業所他
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 原則として 1 ヶ月に 1 回訪問し、利用者と面接。また、1 ヶ月に 1 回ケアプラン実施状況の把握、結果の記録を行なう。その他必要に応じて訪問する。
- ⑤ 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者、家族等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼する。
- ⑥ 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求める。また、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付する。
- ⑦ 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師等に必要な情報伝達を行う。
- ⑧ 利用者との契約にあたり、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、公正中立な立場で複数の事業所の紹介を求めることが可能と説明する。
- ⑨ 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であり、介護支援専門員が、通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届け出る。
- ⑩ 障害福祉サービスを利用して障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、介護支援専門員と障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める。
- ⑪ 居宅介護支援事業所の管理者は主任介護支援専門員とする（経過措置期間 2021 年 3 月末）。

（通常の事業の実施範囲）

第 7 条 通常の事業の実施範囲は、山科区の一部(御陵以東～三条通以南)・伏見区の一部(小栗栖街道以東～旧奈良街道以西)・宇治市の一部(木幡以北)とする。

（利用料等）

- 第 8 条 1 居宅介護サービス計画費は、介護報酬に指定された額と同額とする。
- 2 その他の費用の徴収が必要になった場合は、その都度協議し、利用者に説明し同意を得たうえで徴収する。
- 3 利用料について支払いが困難な状況が生じた場合は、管理者と協議のうえ、減額又は免除することがある。
- 4 初回加算
初回に居宅サービス計画を作成した場合及び要介護状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合、300 単位を加算算定する。（利用者負担なし）
- 5 入院時情報連携加算
病院等医療機関への入院に際し、当該医療機関と連携（必要な情報の交換等）した場合、200 単位（入院後 3 日以内に提供した場合）又は 100 単位（入院後 4 日以上 7 日以内に提供した場合）を加算算定する。（利用者負担なし）
- 6 退院・退所加算
 - (I) イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合、450 単位加算算定する。（利用者負担なし）
 - (II) ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合、600 単位加算算定する。（利用者負担なし）

- (II) イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回以上受けている場合は 600 単位加算算定する。(利用者負担なし)
- (II) ロ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を 2 回受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合は 750 単位加算算定する。(利用者負担なし)
- (III) 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報提供を 3 回以上受けており、うち 1 回以上はカンファレンスによる場合 900 単位加算算定する。(利用者負担なし)
- 7 (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算
小規模多機能型居宅介護の利用へと移行する際に、当該事業所と連携(必要な情報の提供等)した場合 300 単位を加算算定する。(利用者負担なし)
- 8 緊急時等居宅カンファレンス加算
病院等医療機関の求めにより、当該医療機関の職員と共に居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 200 単位(月 2 回まで)加算算定する。(利用者負担なし)
- 9 ターミナルケアマネジメント加算
末期の悪性腫瘍と診断された利用者で、24 時間の連絡体制を確保、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅訪問し、主治の医師等の助言を得つつ利用者の心身の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行う。また、利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合 400 単位加算算定する。(利用者負担なし)

(その他運営に関する留意事項)

- 第 9 条 居宅介護支援事業者は、その社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規定に定める規定の他、運営に関する重要事項は医療法人稻門会 介護老人保健施設 アビイロードやましなが定めるものとする。

(秘密の保持)

- 第 10 条 事業者、介護支援専門員及び事業者の使用者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第 3 者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- 2 事業者は使用者及びご家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(事故発生時の対応)

- 第 11 条 事業者は、利用者への居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに京都府、市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。

(要望又は苦情等の申し出)

- 第 12 条 利用者及びそのご家族は、居宅介護支援の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、事業所に申し出ることができます。
- *担当者 : 管理者: 小島 尚子
- *電話 : (直通) 075-575-4370 (代表) 075-573-1117
- 2 当事業所以外に保険者である市町村の相談・苦情窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口に苦情を伝えることが出来ます。(別紙 1)

* 京都市山科区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課
電話 : 075-592-3290

* 京都市伏見区役所 保健福祉センター 健康長寿推進課
電話 : 075-611-2278

* 京都市伏見区役所 醍醐支所 保健福祉センター 健康長寿推進課
電話 : 075-571-6471

* 宇治市役所 健康福祉部 介護保険課
電話 : 0774-22-3141

* 京都府国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口
電話 : 075-354-9090

(虐待の防止に関する事項)

第13条 当施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報するものとする。

(付則)

この規定は、平成 30 年 2 月 7 日から施行する。
この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。